

秋田県告示第59号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年2月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 処分をした年月日
令和4年1月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
北環興業株式会社
秋田市土崎港西二丁目10番20号
代表取締役 本多 秀文
秋田県知事許可（般-2）第6400号
- (3) 処分の内容
土木工事業、建築工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和4年1月19日付けで土木工事業、建築工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日
令和4年1月26日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
吉丈土木
男鹿市福川字堅石26番地1
吉田 丈美
秋田県知事許可（般-3）第3751号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和4年1月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日
令和4年1月26日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
渡邊建設
秋田市上新城五十丁字小林215番地6
渡邊 清和
秋田県知事許可（般-2）第81456号
- (3) 処分の内容
大工工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和4年1月25日付けで大工工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日
令和4年1月26日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
伊藤建設
秋田市四ツ小屋字中野8番地1
伊藤 忍
秋田県知事許可（般-30）第81249号
- (3) 処分の内容
建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事

業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実

令和4年1月25日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。